

経営調査研究会セミナー

# 成功する会社再生スキームと 税務上の注意点

～法的な整理のみならず、銀行交渉や私的な方法による成功事例も紹介～

平成21年6月19日

株式会社 日本中央会計事務所 / 日本中央税理士法人  
代表取締役／代表社員 公認会計士 青木寿幸

<http://www.soshikisaihen.com/>

<http://www.b-science.com/>

## 1. 再生の概要と関係者 (2) 銀行との話し合いによる、自力再生方法

### 第三者から助けをもらわずに、金融機関との交渉だけで再生する

資金繰りに詰まっている状態で、自力で再生するのは難しいが、スポンサーが見つからない場合には、金融機関と交渉して、自力で再生する道を見つけるしかない  
 このとき、金融機関が自分たちの会社をどのような区分で管理しているのか、そして金融機関には銀行法(5%ルール)があるということも念頭におく必要がある

	DDS(資本的劣後ローン)	債権放棄・DES(デットエクイティスワップ)
手法	借入金の一部を劣後ローンに転換する	借入金を放棄する、または資本金に組み入れる
金融機関としての考え方	DDSにした部分は、金融機関の自己査定上は、資本とみなせる 債務超過会社に対しても使える	金融機関が、債権をRCCやサービサーに売却する方法を選択する前に、DESを検討する ただ、合理的な理由がない限り、採用できない
適用される理由	貸し付けている金額が大きすぎるため、債務免除すると税金が発生してしまう場合 地元密着型の会社をソフトランディングさせる 事業改善計画書の提出と本店の稟議だけで実行できる(弁護士や裁判所の介入はない)	単純に不動産などの投資に失敗して、本業のキャッシュフローが潤沢である場合 将来、M&A等で株を売却することで、より多くの回収を見込む 新規増資してくれる大株主を探す
留意事項	注意(管理)先に分類されるため、すでに破綻懸念先になっている場合には難しい 返済期間が、個人ほど、長期間にはならない	最初は議決権なしで行うが、普通株に転換する条件は設定しなければならない どのくらいの利益を配当するかも事前に決定 普通株に転換すると、遅滞なく売却されてしまう
適用された後の会社	債務が免除されたわけではなく、単なる返済を延期しただけ(リスケジュール)であり、財務体質はよくなっていない すぐに、資金繰りに詰まる可能性もある	返済義務がなくなるため、財務状況は大変よくなり、信用力もアップするため、新規の借入もできるようになる ただし、過半数以上の議決権を取られると、実質的なオーナーの影響力が強くなる
その他	DDSの金利や返済期間、その方法は金融機関と交渉する必要がある 事例は、あまり多くない	欠損金を活用して、免除益が課税されないようにする 最終的に、株を役員が買い取るか、第三者に売却する計画を立てる必要がある

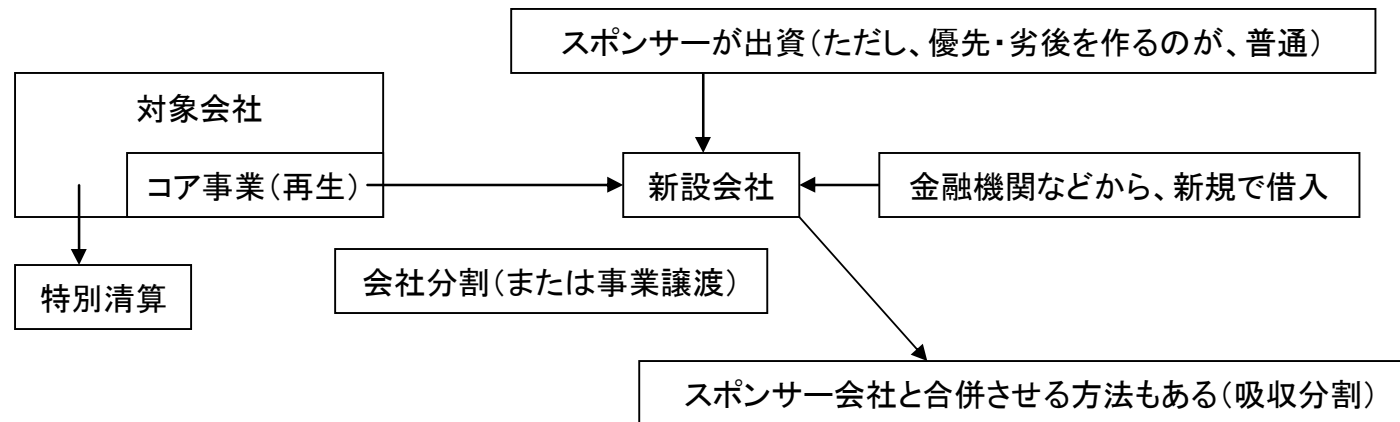
1. 再生の概要と関係者 (3) 民事再生法と会社更生法のどちらを選択すべきか

	民事再生法	会社更生法
開始の理由	破産手続き開始原因となる事実が、生じるおそれがある場合 弁済期限がくる債務を返済すると、事業の継続ができないと見込まれる場合	左記と同じ
適用対象	無制限	株式会社のみ
申立人	債務者・債権者	債務者・債権者・株主
想定スケジュール	申立てから計画認否決定まで、5ヶ月程度	申立てから開始決定まで、1ヶ月程度 開始決定から、認可決定まで、1年程度（昔は何年間もかかったが、最近は迅速になった）
手続きの主導者	原則、債務者 経営者が会社に、そのまま、残る 裁判所から再生管財人が選任される場合もある	裁判所が選任する更生管財人 経営者は、権限を失う （役員が損害賠償責任を負うことが少なくない）
事業年度	事業年度の変更はない	開始時に終了 その後の事業年度は、計画認可時または手続終了日
財産評定	原則、処分価値（清算価値を計算することが目的） 例外、継続価値	開始決定時に、時価基準で評価し、貸借対照表及び財産目録を同時に作成して、裁判所に提出
担保権	手続き外（大口の債権者が反対すると再生は難しい） 競売手続中止命令、担保権消滅の許可制度はある	開始決定時の時価が、更生担保権となる 大口の債権者が反対しているときには、有効
税金・労働債権	手続き外 多額の滞納税金があると、手続きが難しくなる	手続きの中に取り込む 税金は、優先的更生債権 労働債権は、共益・優先的更生債権
株主	手続き外	手続きの中に取り込む 通常、100%減資
その他	手続きの再建期間は、最長10年 債権金額によって変わるが、予納金は最低200万円	手続きの再建期間は、最長15年 予納金が1000万円単位になる

## 1. 再生の概要と関係者 (4)スポンサー候補とその見つけ方

優先出資と劣後出資を作って、それぞれのスポンサーを探す方が早い  
(劣後出資は、今までの株主やその親族、または取引先、地元の会社などが、出資することが多い)

新設会社の事業とシナジー効果がある投資家を探せば、金融機関との話し合いもスムーズになる  
(スポンサーとして、長期間保有できるのかを、事前に確認 ファンドからの出資は、最終手段と考えるべき)



- (1) 対象会社の不透明なリスク(粉飾決算、簿外債務、連帯保証など)から、切り離される
- (2) 対象会社の株主の影響を、ある程度、排除できると同時に、新設会社の資金調達の方法のバリエーションが増える
- (3) 会社分割であれば、消費税や不動産取得税などの、無駄な税金も発生しない

ただし、不動産取得税は、法人税法の税制適格要件とは別に、下記の要件を満たす必要があるため、注意が必要

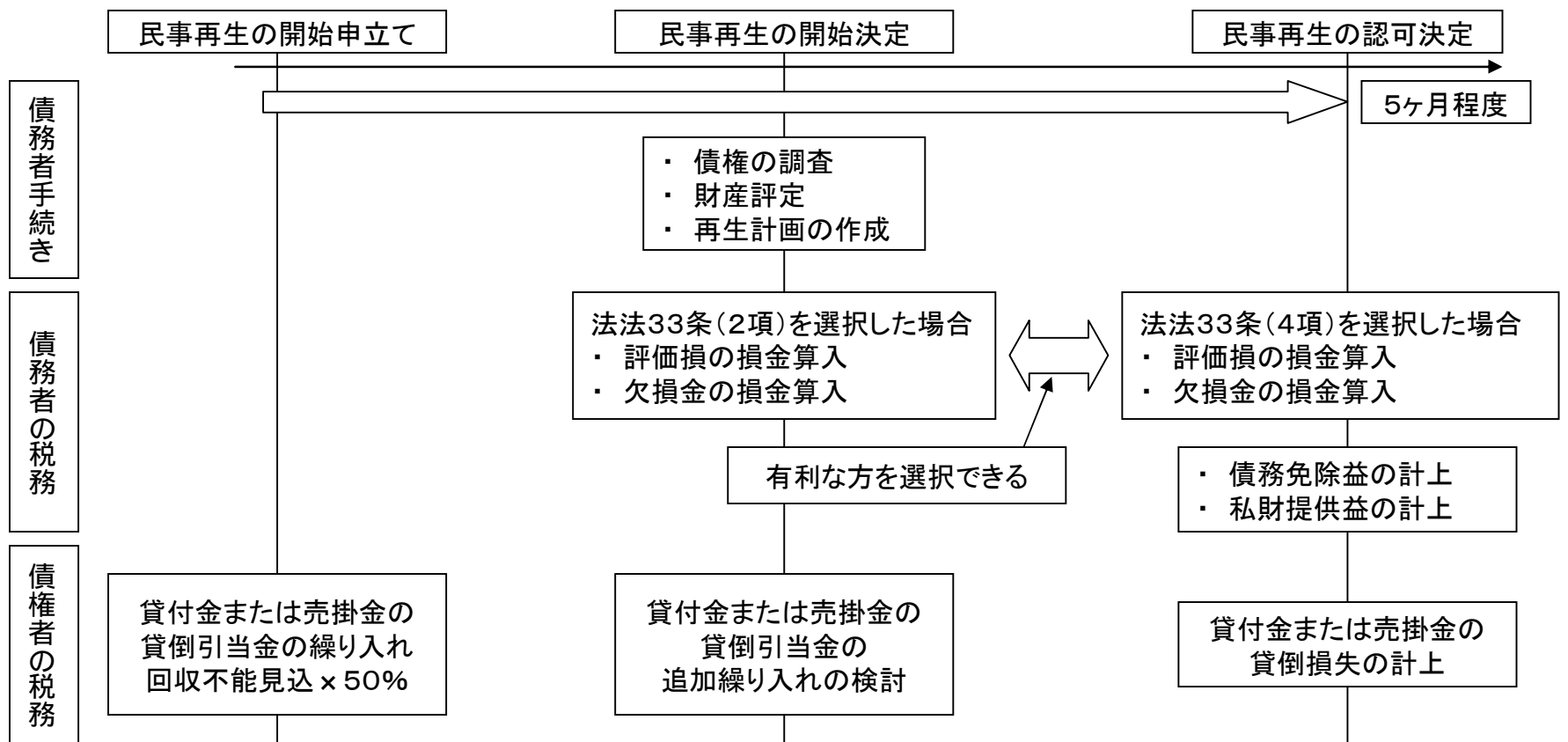
- 分割交付金が交付されない
- 非按分型の分割でないこと
- その事業に関わる主要な資産負債の移転あり
- 事業継続の見込みがある
- その事業に関わる従業員の概ね80%以上が移転見込

- (4) 新設会社で、営業権を計上することで、節税効果が期待できる(事業譲渡の場合)

## 1. 再生の概要と関係者 (4)スポンサー候補とその見つけ方

	会社分割	事業譲渡
内容	<p>会社の事業に関して有する権利・義務の全部又は一部の包括移転が可能</p> <p>一定の要件を満たせば、債権者への催告が必要ない</p> <p>催告、公告する場合でも、官報及び日刊新聞だけでよい</p>	<p>有機的一体となった事業上の財産の譲渡(社員と営業権を含む)</p> <p>個別の資産及び負債だけの譲渡であると、会社法上の事業譲渡とはみなされない可能性がある</p>
手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主総会の特別決議が必要(簡易組織再編もあり)</li> <li>社員は、労働契約承継法により、転籍</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象会社において、株主総会の特別決議が必要</li> <li>新設会社において、事業全部の譲受は、株主総会の特別決議が必要</li> </ul>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権者の個別同意、検査役の検査は不要</li> <li>事業が停止せずに、継承できる</li> <li>事業譲渡に比べて、消費税や不動産取得税の節税メリットがある(不動産取得税は、適格要件以外に、別の要件あり)</li> <li>許認可事業(運輸業及び風営法などは除く)において、認可を、自動的に引き継ぐことができる</li> <li>キャッシュデリバリーが不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>簿外債務等を引き継ぐことがない(特に、保証債務を引き継がないメリットは大きい)</li> <li>資産と負債を同額引き継げば、キャッシュデリバリーは不要</li> <li>債権者が、個々の譲渡をすべて否認することは、難しい</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権者保護手続きのための、時間(最低2ヶ月間)は、かかる</li> <li>債権者から、「会社分割無効の訴え」がなされると、すべてが白紙になる可能性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別に債権者の同意が必要(書面による)</li> <li>債務者に対しても、通知</li> <li>社員とも雇用契約を締結しなおす必要がある</li> <li>個々の資産の移転手続きが必要</li> <li>消費税と不動産取得税などが無駄になる</li> </ul>
再生スキームにおける活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポンサーに対して、事業を売却</li> <li>グループ内において再編</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポンサーに事業譲渡</li> <li>グループ会社同士で、事業譲渡</li> </ul>
税務的視点	<p>税制適格による会社分割であれば、譲渡損益を繰り延べることができる</p>	<p>時価で、資産及び負債を譲渡するため、税務上のメリットを得ることはできない</p> <p>(損の計上は、税制非適格の会社分割でも同じ)</p>

## 2. 再生の手続きと税金の関係 (1)再生手続きと清算型手続きの法人税及び消費税の違い



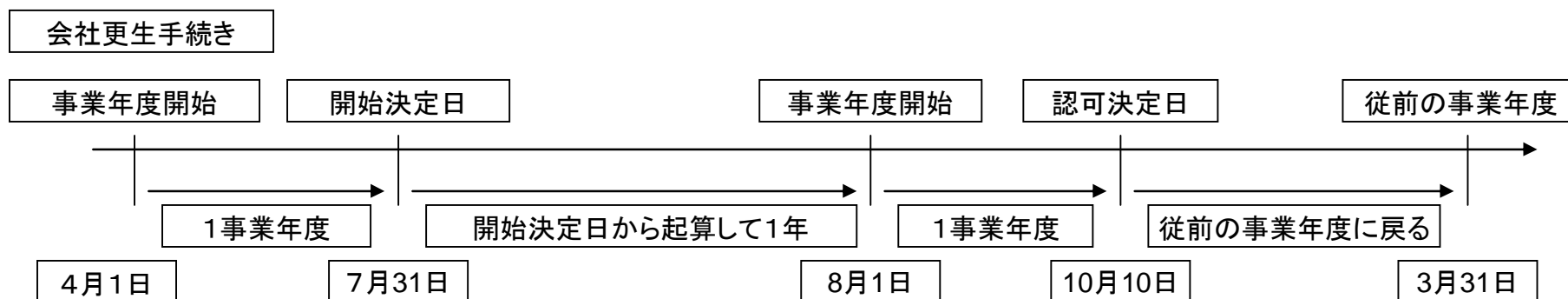
### 法人税の申告書

- ・ 所得課税方式(いわゆる、再生手続きを行う前と、まったく変わらない確定申告書を作成して、提出)
- ・ 事業年度は、従前の事業年度が、そのまま継続される(開始申立て、開始決定、認可決定は、事業年度にまったく関係なし)
- ・ 確定申告書の提出期限の延長も使える
- ・ 民事再生手続きを申し立てた場合には、前事業年度開始から6ヶ月経過した日から、2ヶ月以内に中間申告が必要(通常は、中間申告によって赤字になり、法人税の納付がゼロか、還付されるケースがほとんど)

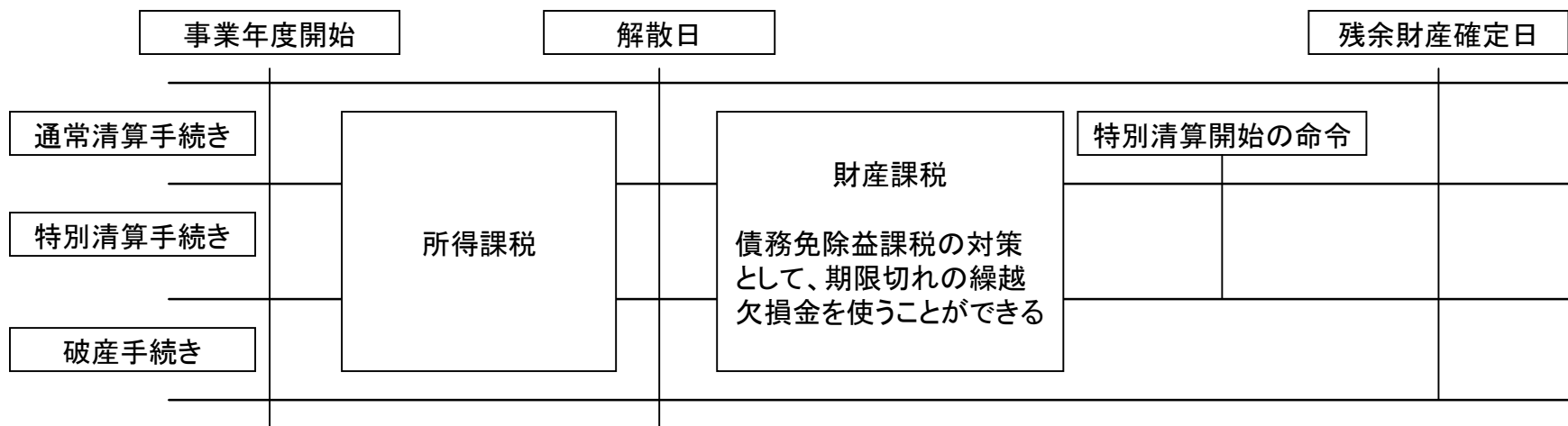
### 消費税の申告

- ・ 法人税と同様で、従前と同じ1事業年度が、1課税期間となる

## 2. 再生の手続きと税金の関係 (1)再生手続きと清算型手続きの法人税及び消費税の違い



- ・ 民事再生手続きと同じように、会社更生手続きでも、所得課税方式を採用して、確定申告を作成する
- ・ 開始決定日で、いったん事業年度が終了して、その後、認可決定日までを、1事業年度とする
- ・ 民事再生手続きとは違い、確定申告の提出期限の延長はできない、中間申告は不要
- ・ 消費税は、1事業年度が、そのまま、課税期間となる(なお、3ヶ月又は1ヶ月毎の短縮申告も可能)



通常清算手続き及び、特別清算手続き(通常清算では支障をきたす、又は債務超過のため、裁判所の監督下で行われる清算)  
解散日までは、解散事業年度となり、解散日から1年ごとに、清算事業年度となり、残余財産確定日まで、確定申告を行う

### 破産手続き

解散日までは、解散事業年度となり、解散日から、従前の事業年度末までが、清算事業年度となり、それ以後1年ごと

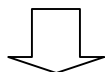
## 2. 再生の手続きと税金の関係 (2) 欠損金の還付と債務免除益の取り扱い

### 繰戻し還付制度について

今まで、原則、事業の全部譲渡、会社更生手続きの開始決定、民事再生手続きの開始決定等の、解散と認められる事実があった場合だけに許され、それ以外は、停止中

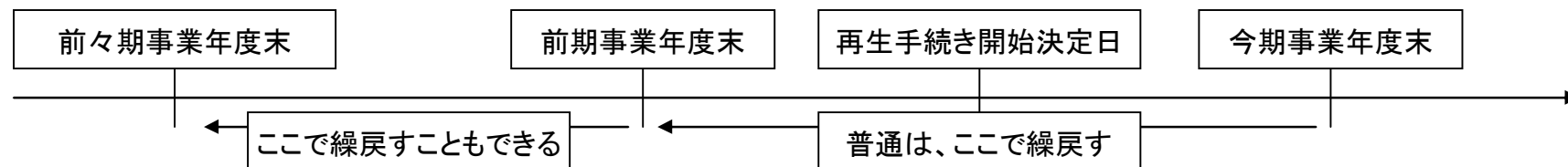
平成21年の税制改正で、下記の会社も、平成21年2月1日以降に終了する事業年度において発生した欠損金額について、適用できる

- (1) 普通法人のうち、各事業年度終了の時ににおいて資本金の額、若しくは出資金の額が1億円以下であるもの、または資本金若しくは出資金を要しないもの
- (2) 公益法人等、または協同組合等
- (3) 法人税法以外の法律によって、公益法人等とみなされているもの
- (4) 人格のない社団等

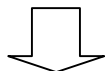


資本金が1億円以上の会社、解散等が行われることを条件に、繰戻し還付金が適用できる  
前期、または前々期に黒字納税しているときは、通常は、繰戻し還付を使う方が有利になる

- (1) 開始決定があった事業年度、または開始決定があった前事業年度の欠損金が対象



- (2) 還付請求は、開始決定日以後1年以内に行う
- (3) 地方税(事業税、都道府県民税、市町村民税)は、対象外(繰越のみ)



### 繰戻し還付額の計算式

$$\text{還付所得事業年度の法人税額} \times (\text{欠損事業年度の欠損金額} ( ) \div \text{還付所得事業年度の所得金額}) = \text{還付税額}$$

( ) 還付所得事業年度の所得金額が限度



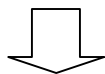
## 2. 再生の手続きと税金の関係 (3) 仮装経理による過大納付税金の還付

### 仮装経理の事例

取引先との契約がないのに、売上を計上し、同時に、売掛金を計上する  
支払いが発生している費用を減額し、同時に、契約が残っている負債を減額する  
存在しない在庫(棚卸資産)を積みます  
すでに除去した機械設備などを、そのまま固定資産として計上している

ただ、上記はあくまで例示であり、これに当てはまれば、過大納付の還付が必ず、できるわけではない  
というのも、法人税法129条2項において、「事実を仮装した経理」と規定するのみで、具体的な例示などがいないため、過去の経理  
処理と比べて、総合勘案して判断することになる

なお、仮装経理とは、決算事項に限られ、申告調整は含まれない



### 過去の仮装経理(意図的も含む)によって、過大納付税金を還付してもらうための要件

法人が確定決算において修正の経理(過去に遡れないため、前期損益修正損として計上)、および職権更生の嘆願を行う  
(前期損益修正損は、別表4で加算して、順次、税額控除していく)

通常は、税務調査があるため、それによって更生が是認されること  
(親会社等の関連会社への手数料などが、寄付金、交際費認定を受けることが多い)

過大納付法人税は、直前1年分は還付され、更生の通知書を受領後5年間で税額控除されるが、控除しきれない残額は還付請求(裁決あり)

(過大申告をした事業年度の申告書の提出期限から5年間(平成13年4月1日以後開始の事業年度は7年間)が更生の期限)

地方税(事業税も含む)は、還付はないが、税額控除の対象にはなる(繰戻し還付とは違う)

(地方税に関しては、国税から回付される時間がかかるため、法人税の更生通知書を添付した更生の請求書を提出する)

(法人税割額からの控除は、(1)外国税額控除、(2)仮装経理に係る税額控除、(3)利子割額の控除(法人の道府県民税の場合)、(4)租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額の控除の順に行う)

清算した場合には、清算確定申告書で還付(裁決あり)

## 2. 再生の手続きと税金の関係 (5) 企業再生円滑化税制の詳細

法的整理手続きに準じた私的整理手続きについても、評価損や期限切れ欠損金の適用ができることにした

会社更生手続きと民事再生手続きで、評価益の計上、期限切れ欠損金の取り扱いなどを統一した

評価益を計上し、評価益(25条3項)と評価損(33条3項または4項)を計上するとともに、期限切れ欠損金を優先的に適用する3項(または4項)を使うのか、評価益を計上せず(25条2項)、評価損(33条2項)は計上し、青色欠損金を優先的に適用する2項を使うのかの、選択肢を作った

### ③の2項と3項(または4項)の違いに注意

#### (1) 2項を選択する理由

本社や工場のように、事業に関連して、長期で保有する予定の資産が多いならば、評価益を計上するメリットは小さい  
そこで、2項を選択すれば、少額資産でも評価損を計上でき(3項では少額資産は適用除外)、有利になる

#### (2) 3項(または4項)を選択する理由

事業に関係なく、短期で売却する資産が多い場合には、評価益を計上して、期限切れ欠損金を利用すべき  
特に、認可決定された年度に欠損金が残る場合には、3項を選択することで、法人税が発生しなくなる  
つまり、評価益を計上して欠損金と通算して、帳簿価額を上げた資産を売却すればよい

ただし、2項を選択しなければいけない場合にも、期限切れ欠損金をすべて使えるようにスキームを考えるべき

なお、3項(または4項)を選択した場合に、評価益と評価損の計上はセットになるが、含み益がある資産がない場合には、評価損だけ適用することも可能になる

### 3. 再生の成功事例 (1) 民事再生手続きの成功事例

貸借対照表(簿価)

資産		負債・純資産	
商品在庫	500	借入金	3000
固定資産			
工場	1500		
本社ビル	1000		
現預金	100	買掛金	600
売掛金	400	未払金	200
欠損金	500	純資産	
(青色欠損金)	200	資本金	200

金融機関からの借入  
不動産に担保設定済

一般債権者は、担保にとっている資産がないため、基本的には、現預金及び売掛金の回収金額からの弁済しか望めない  
しかも、売掛金の中で回収できたもの、在庫を廉価で処分できたものがあったとしても、返済金額が足りない金融機関との比例配分になる

貸借対照表(清算価値)

資産		負債・純資産	
商品在庫	0	別除権	400
固定資産			
工場	100		
本社ビル	300		
現預金	100	一般債権	3400
売掛金	200		

別除権者は、債権金額3000に対して、固定資産の売却による400を回収するが、残りは、一般債権として、合算される  
事業を廃止するので、商品在庫などは、基本的に破棄する

このまま、会社を清算するならば、現預金と売掛金の回収金額から、弁護士費用などを差し引いて、残ったお金を比例配分することになる  
ここでは、一般債権に関しては、8%すら、回収できないことになる

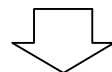
回収できない売掛金200は、貸倒として損金処理した

### 3. 再生の成功事例 (1) 民事再生手続きの成功事例

貸借対照表(再生価値)

資産		負債・純資産	
商品在庫	200	別除権	1000
固定資産			
工場	500		
本社ビル	500		
現預金	100	再生債権	2800
売掛金	200		

再生を前提とすれば、固定資産は競売せずに、任売を選択するためそれほどまで価値が下がることはない  
特に、工場に関しては、そのまま利用するのであれば、減損会計が適用されたとしても稼働を続けるので、それほど減価しない  
商品在庫も、できるだけ高く売ることができる(意思がある)

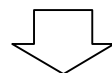


ここでは、清算して弁済するわけではないので、比例配分は考えない

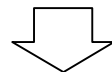
直前期の損益計算書

費用		収益	
売上原価	3000	売上	5000
販管費	2200	損失	200

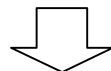
金融機関に対する体裁上、直前期の損益計算書は少しだけ黒字であったり、赤字であっても小さいことが多い



貸倒れの計上漏れ、減価償却費を行わない、減損を計上しないなどの処理は当然だが、粉飾決算を行っていることも視野に入れて、財務デューデリジェンスを丹念に行う必要がある



上場会社でなければ、売上原価と販管費の項目に入り繰りがあるので、正しい「粗利益」を、必ず計算しなおすこと



類似会社の「粗利益」と比べて、ビジネスとして成立するのかを、必ず、確認する

参考

ここでは、本社ビルを売却して、人員も見直し、無駄な本社経費を削ることで、販管費を下げ、利益を捻出する  
工場が2つあれば、1つに集約する方法も考えられるが、配送費や取引先との関係も考えて、売上に直結しない本社経費から削減する

### 3. 再生の成功事例 (2) 会社分割型清算の成功事例

#### 債権者への通知と詐害行為の関係

会社分割では、債権者に公告、催告することなく、有効に成立させることもできるが、通常は、官報と日刊新聞で公告する

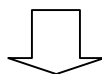
#### 分割無効の訴え

明らかに、債権者に不利な分割計画書であると、無効の訴えをされる可能性がある  
ただし、下記の要件を満たすと、債権者に公告、催告することなく、会社分割できる

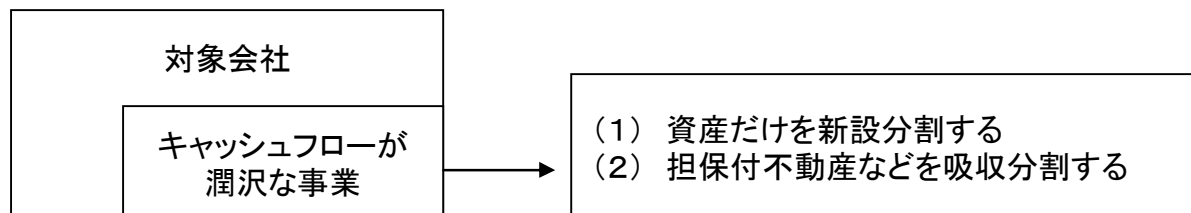
- (1) 会社分割の方法が物的分割であること  
物的分割のあとに、適正な時価で株を売却するのは、問題ない
- (2) 会社分割後であっても、債権者が対象会社に対し、会社分割前と同様に債権の請求ができる  
資産だけを会社分割すれば、債務の変更はないため、異議を申し立てることはできない

#### 詐害行為にならないように

特定の債権者にだけ有利になるように、会社分割をして債務を弁済すると詐害行為になるので、止める  
ただ、自己のために行った場合には、詐害行為にはならない  
また、詐害行為だとしても、会社分割の効力は無効にならない(分割を無効にする訴えをされる可能性はある)  
(会社分割の効力が無効になっても、詐害行為にならないのと同じ)



最初に、キャッシュフローが潤沢な事業に関わる無担保資産だけを物的かつ新設分割して、あとで、同意した債務者の負債と担保付資産を吸収分割させて、最後に株を時価で売却するという3段階方式を推奨する



### 3. 再生の成功事例 (5)DES、DIPファイナンスによる成功事例

私的整理、または民事再生によるDES

子会社に対して、800の債権を保有しているが、これを現物出資(DES)して、株を取得することにした  
このときの債権の時価を300とすると、どのような取り扱いになるのか？



親会社側の処理(非適格現物出資)

(借方)	子会社株式	300	(貸方)	債権	800
	譲渡損失	500			

親会社側の処理(適格現物出資)

(借方)	子会社株式	800	(貸方)	債権	800
------	-------	-----	------	----	-----



子会社側の処理(非適格現物出資)

(借方)	債務	800	(貸方)	資本金等	300
				債務消滅益	500

子会社側の処理(適格現物出資)

(借方)	債務	800	(貸方)	資本金等	800
------	----	-----	------	------	-----



次に該当する場合には、この債務消滅益に対して、期限切れの欠損金をあてて、相殺することができる

会社更生法等の規定による更生手続開始の決定があった場合

民事再生法の規定による再生手続開始の決定があった場合

会社法の規定による特別清算開始の命令があった場合

破産法の規定による破産手続開始の決定があった場合

上記の事実為準る事実で、法律の定める手続き、主務官庁の指示、債権者の協議など、債務者側に恣意性がなく、かつ合理性がある場合